

産業分類検討チームにおける主な御意見とその対処方針

産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針（案）
大分類E－製造業に関するご意見		
○ 中分類「25 はん用機械器具製造業」、中分類「29 電気機械器具製造業」に関する御意見		
1	<p>● 「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」について</p> <p>内容例示の「電気炉製造業」には、どのような産業が含まれるのか。家庭用の陶芸用電気炉はどこに分類されるのか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】前回の提案</p> <p>案①「電気窯炉類」を「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」から分割し、「2534 工業窯炉製造業」へ統合</p> <p>案②「電気窯炉類」を「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」から細分類に格上げ</p> <p>※資料6-2に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>電気炉製造業には、熱源として電気を使用する工業窯炉を製造する事業所が含まれる。</p> <p>産業分類では、用途・規模に関わらず熱源で分類されており、燃料を使用する燃焼炉は「2534 工業窯炉製造業」、電気を使用する電気炉は「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）」に分類される。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>
2	<p>● 「2534 工業窯炉製造業」について</p> <p>細分類名称の「工業」を外して、窯炉製造業に変更してはどうか。また、内容例示の（工業用のもの）を削除してはどうか。</p>	<p>燃焼炉は業界等で工業炉と呼んでおり、一般的な名称であることから、細分類2534の名称は、現行のとおり、「工業窯炉製造業」としたい。</p> <p>他方、内容例示の（工業用のもの）については、ご指摘の通り削除する。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>
3	<p>● 「2534 工業窯炉製造業」について</p> <p>電気炉と非電気の窯炉の生産技術を確認してほしい。産業分類は生産技術の類似性の観点から把握することが必要であり、両者の生産技術</p>	<p>燃焼炉は排ガス処理等の設備が必要となるが、電気炉は不要であることから製造工程が異なる。</p> <p>生産技術を踏まえると、両者の製造業を統合せず、それぞれの分</p>

	<p>が同じでなければ、統合することはできないのではないか。</p>	<p>類項目に位置付けることが適当である。</p> <p style="text-align: right;">(経済産業省)</p>
<p>大分類G－情報通信業に関する御意見</p>		
<p>○中分類「40 インターネット附随サービス業」、中分類「41 映像・音声・文字情報制作業」に関する御意見</p>		
<p>4</p>	<p>● 「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」の説明文について</p> <p>「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」の○例示にASP事業（アプリケーション・サービス・プロバイダ事業）とあるが、説明文には「音楽、映像等を配信する事業」と記載されている。「音楽、映像等を配信する事業」と「ASP事業、SaaS事業」は生産技術が同じであるため産業分類では同じ分類（4012）であるが、生産物は違うため生産物分類では区分しているとの説明について承知した。</p> <p>これを踏まえると、「4012 アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」の定義を修正する必要があるのではないか。</p>	<p>左記の御指摘を踏まえて説明文を検討し、以下のとおりに修正することとしたい。</p> <p>(現行の産業分類) 主としてインターネットを通じて、音楽、映像等を配信する事業を行う事業所であって、他に分類されないものをいう。</p> <p>(修正案) 主としてインターネットを通じて、<u>アプリケーションを提供する事業所又は音楽、映像等のコンテンツを配信する事業所</u>であって、他に分類されないものをいう。</p> <p style="text-align: right;">(総務省情流局、経済産業省)</p>
<p>5</p>	<p>● 「4131 新聞業」の説明文について</p> <p>「オンラインによる配信を含む。」という説明を追加することだが、オンラインで新聞を発行する行為も「配信」という表現でよいのか。違和感がある。</p>	<p>左記の御指摘を踏まえて説明文を検討し、以下のとおりに修正することとしたい。</p> <p>(現行の産業分類) 主として新聞の発行を行う事業所をいう。 ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は大分類E－製造業[151]に分類される。</p> <p>(第9回検討チームで提示した修正案) 主として新聞の発行(<u>オンラインによる配信を含む。</u>)を行う事業所をいう。 ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は大分類E－製造業[151]に分類される。</p> <p>(修正案) 主として新聞の発行(<u>電子版を含む。</u>)を行う事業所をいう。 ただし、主として新聞の印刷を行う事業所は大分類E－製造業[151]に分類される。</p>

		(経済産業省)
大分類Jー金融業，保険業に関する御意見		
○ 中分類「66 補助的金融業等」に関する御意見		
6	<p>● 「6619 その他の補助的金融業，金融附帯業」の内容例示について 電子マネーなどの事業者について、新規立項の基準である事業所数や従業者数等は把握できているのか。把握しているのであれば、小分類を立項できるような規模なのか。</p>	<p>細分類項目の新規立項に向けて検討したところ、現状、金融・保険分野において、細分類項目における統計データが存在していないことから、新規立項の前提条件である「小・細分類項目の新設、廃止等を検討するための量的基準」を踏まえた、量的な検討が困難であるため、立項を見送ることとした。</p> <p>(金融庁)</p>
7	<p>● 「6619 その他の補助的金融業，金融附帯業」の内容例示について 暗号資産交換業について、ISICの今後の議論の状況に応じて引き続き検討していただきたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】前回の提案 [今回も同様]</p> <p>例示の追加：暗号資産交換業</p> <p>※資料6-5に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>ISIC(国際標準産業分類)改定の議論においては、新たな小分類項目を立項せず、ガイダンスを充実させる方向性で議論がなされていることから、第6回産業分類検討チームにて提案の通り、「6619 その他の補助的金融業，金融附帯業」○例示に暗号資産交換業を追加する。</p> <p>なお、次々回の産業分類改定に当たっては、ISICの動向や暗号資産交換業の事業規模等を把握の上、新規立項も含めた検討が必要となる可能性がある。</p> <p>(金融庁)</p>
大分類Lー学術研究，専門・技術サービス業に関する御意見		
○ 中分類「74 技術サービス業（他に分類されないもの）」に関する御意見		
8	<p>● 「舞台制作技術サービス業」の名称について 「舞台制作技術サービス業」の名称を短くできないか。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】前回の提案</p> <p>細分類項目の新設：舞台制作技術サービス業を「小分類749 その他の技術サービス業」の細分類として設定</p> <p>※資料6-6に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>御意見を踏まえ、以下の2案について御検討いただきたい。</p> <p>① 舞台技術スタッフ業 「スタッフ」という表記については、職業的要素を含むものであるが、業界の特徴として、個人事業主やフリーランスといった事業形態も存在することを踏まえての名称となっている。</p> <p>② 舞台技術サービス業 「舞台制作」という表記では、一般的に舞台公演の企画・準備、開催といった興行を主催する「コンサートプロモーター」を指すことが多く、現行の日本標準産業分類においては、細分類8023「劇団」の内容例示にある「演劇興行請負業」や「コンサート・ツア</p>

		<p>一業（音楽コンサート・ツアーの興行者）」に含まれる。</p> <p>したがって、舞台装置、大道具、照明機材、音響機材などの設置・操作といった専門技術的なサービスを提供することが主たる業務であることを踏まえて、上述の「舞台制作」と区別する必要性から「技術サービス」としている。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>
9	<p>● 「舞台制作技術サービス業」について</p> <p>どのような職種の人がどのような産業に入っていて、舞台関連の仕事に関わっているのか、労働者の統計から検証することはできないか。</p>	<p>平成 27 年国勢調査の職業分類において、「舞台制作業」に関連する区分としては、「舞踊家、俳優、演出家、演芸家」があり、就業者数は 53,960 人となっている。その内容例示として、「舞台装置家」、「照明家」の記載がある。</p> <p>しかし、本区分には「俳優」、「日本舞踊家」なども含まれており、舞台制作業に従事する者の人数は特定できなかった。</p> <p>なお、厚生労働省職業情報提供サイト（日本版 O-N E T）では、「舞台美術スタッフ」、「舞台照明スタッフ」が職業事例として掲載されている。</p> <p>また、平成 28 年経済センサス活動調査の調査票情報を二次的利用することにより個別集計を行った結果に基づき、舞台制作に関係する業務を行う事業所の状況について、小分類レベルによる抽出集計を行った。</p> <p>しかし、集計結果については、抽出条件に適合する事業所を機械的に選択したものであることから、抽出された事業所が「舞台制作技術サービス業」に該当するかの判断は、調査項目の「主な事業の内容」又は「生産品、取扱商品又は営業種目」の記載内容の精査に加えて、各事業所が所属する企業の公開情報なども勘案して複合的に判断する必要があり、当該抽出結果のみでは小分類 749 に立項する量的基準を満たすことを確認することはできなかった。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>
10	<p>● 「舞台制作技術サービス業」の分類箇所について</p> <p>7499 にはプラントエンジニアリングなどが分類されるが、これまで大分類 L に入っていなかった舞台制作技術サービス業を新設するのは違和感がある。</p> <p>国際分類を見ると、全体としてのパッケージでコンテンツをプロデ</p>	<p>左記御意見を踏まえ、大分類 N 「8096 娯楽に附帯するサービス業」の内容例示に追加したい。</p> <p style="text-align: right;">（経済産業省）</p>

	<p>ユースするというイメージのものと考えられる。娯楽に附帯するサービスの方が適切ではないか。</p>	
<p>大分類〇ー教育，学習支援業</p>		
<p>○ 中分類「81 学校教育」に関する御意見</p>		
<p>12</p>	<p>● 「8181 学校教育支援機関」に分類される事業所について 日本私立大学協会や私立大学情報教育協会(私情協)といったものは、「8181 学校教育支援機関」に分類されるのか。 高等教育機関の評価を主たる事業としているわけではなく、例えば大学向けの研修を企画・立案するような事業所は、「8181 学校教育支援機関」ではなく、別の分類となるのか。</p>	<p>「8181 学校教育支援機関」には、現行 JSIC の内容例示に記載されている高等教育機関の評価機関や大学入試センター(注：今回の改定において「大学入学共通テスト」に修正)等が主立ったところとして分類されていると考えられる。 例えば、委託を受けて所属職員等の教育・研修等を行う事業所は「8221 職員教育施設・支援業」となるが、日本私立大学協会や私立情報教育協会の事業内容を踏まえると、中分類「93 政治・経済・文化団体」に含まれるいずれかの細分類に分類されることが考えられる。 (文部科学省)</p>
<p>13</p>	<p>● 「8181 学校教育支援機関」について 内容例示を「○学校教育法に基づく認証評価機関；学校教育法に基づかない自主的な評価機関」とする提案について、ここでは高等教育機関の評価を行う機関であることは部門として明らかではあるが、内容例示のみを見たときに「学校教育法に基づかない自主的な評価機関」という記述では、かなり幅広い評価機関を含んでいるように見えるのではないかと。 紛れを少なくする観点から、以下のように修正するのはどうか。 <修正案> 「○学校教育法に基づく認証評価機関；学校教育法に基づかない自主的な高等教育機関の評価機関」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】前回の提案 項目名：学校教育支援機関 例 示：○学校教育法に基づかない自主的な評価機関 ※資料 6-7 に前回提案の改定素案を掲載しております。</p> </div>	<p>御指摘を踏まえて検討を行ったところ、本細分類は、高等教育機関を対象として教育に密接なサービスを提供する教育関係機関を分類するものとして第 12 回改定において設定され、以来、高等教育機関に関する支援機関が分類されていることが改めて確認された。 他方、現行の項目名である「学校教育支援機関」は、学校教育全てに関する支援機関が、本細分類に分類されると誤解を招く懸念があることから、当該細分類に分類される事業所の範囲をより明確にし、紛れを少なくする観点から、項目名において支援対象機関を明示する修正を行うこととしたい。 なお、御提案いただいた「学校教育法に基づかない自主的な高等教育機関の評価機関」とする修正については、○例示の「学校教育法に基づく認証評価機関」との並びを踏まえて、第 10 回産業分類検討チームの改定素案において提案させていただいたものとおりとさせていただきます。 (文部科学省)</p>

大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）

○ 細分類「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」に関する御意見

14 ● 「コンベンション（国際会議等）の企画・運営業」について
細分類「9299 他に分類されないその他の事業サービス業」の○例示に追加したいとの案だが、イベントを開催するもの（例えば、イベント開催業など）と「コンベンション」を行うものとの「合わせ技」で分類の新規立項はできないか。
一つ一つの規模は小さいが政策的には重要であるため、「合わせ技」のような方法で寄せ合わせ、ある程度の規模にすれば数量基準はクリアでき、なおかつ大凡の産業規模が統計的に把握できることから、政策的には有効であると考えられる。
一度立項すれば、多少概念が広くても推計の上限値が分かるため、かなり正確な数字を把握できるのではないかと。

【参考】前回の提案 [今回も同様]

例示：コンベンション（国際会議等）の企画・運営業

※資料 6-9 に改定素案を掲載しております。

左記御意見を踏まえ、コンベンションを含むイベント開催業の新規立項について検討したが、以下の理由から、今回の改定においては当初案のとおり 9299 への内容例示の追加に留めたい。

- ・ 「イベント」の範囲を定めるためには、生産技術等の違いにも着目して、コンベンションや「展示会（見本市を含む）の企画・運営業」（細分類 9299 の内容例示）以外にもイベントに関連する業（スポーツ、演劇、演芸、音楽、美術等）の実情をよく踏まえた上で、どういった業をイベント開催業として一括りに分類することが適切かについて、慎重に検討する必要があると考えられる。
- ・ コンベンションや展示会の業界団体（※）に属する事業者の中には、イベント開催業として分類するよりも他の業種（物品賃貸業、電気設備工事業、印刷業、警備業、清掃業、ディスプレイ業、ケータリングサービス業等）として分類する方が適切とも考えられ得る事業者も含まれており、専門者の正確な数は不明である。
- ・ 現状では、「イベント」の範囲や他産業との区分が明確でないため、事業者の市場規模を把握することは困難である。

このため、イベント開催業を新規立項するためには、どういった業をイベント開催業として分類・整理することが適切かについて、今後関係事業者や関係省庁も含め、更に十分に議論しながら慎重に検討することが必要な課題であると考えられる。

（※）【業界団体の会員数】

- ・ コンベンションの市場規模（2022年 8月現在）
会員数：249社/団体
※一般社団法人日本コンベンション協会HP
- ・ 展示会の市場規模
会員数：304社（2022年 8月現在）
※一般社団法人日本展示会協会HP
- ・（参考）小分類 929 の事業所数：40,494

		※平成 28 年経済センサスー活動調査 (国土交通省 (観光庁))
--	--	--------------------------------------